

「アダルトサイトのトラブル解決」をうたう探偵業者にご注意！

自宅のパソコンやスマートフォン等で、インターネットを使っているときや、アダルトサイトを見ようとしたら、突然『登録完了』等の画面が表示され、金額を請求されたという経験はありませんか？

国民生活センターによると、アダルト情報サイトに関する相談は、過去5年で相談件数が連続1位になっており、突然の高額な請求に驚いて、そのまま支払ってしまった事例や、支払うべきかどうか、という相談が寄せられます。

こうしたトラブルを解決しようと、消費者自身がインターネットで相談先や解決方法を検索し、「相談無料」「解決可能」「請求画面の削除」と書かれたサイトに相談したところ、実際には探偵業者に連絡し、探偵業者とのトラブルに発展する相談が増加しています。

【トラブルの特徴と問題点】

- 探偵業者が実際に行う業務は、アダルトサイト業者の調査です。しかし、あたかもアダルトサイト業者からの請求を止めたり、返金させるような説明をし、消費者を誤解させて調査の契約をさせています。探偵業者が、弁護士等の資格なく返金交渉やその内容の表示・説明をすることは法律に違反する可能性があります。
- 探偵業者は調査結果報告書のような報告を送付しているようですが、消費者は「請求を止めたい」「支払ったお金を取り戻したい」と思って契約していても、消費者が期待していた結果報告ではなく、トラブル解決に必ずしも役立つものではありません。
- アダルトサイトのトラブルでは、架空請求の場合、業者に連絡を取らないことが大切です。連絡を取り名前や電話番号等がわかってしまったとしても、それ以上の個人情報特定されることは通常ありません。

しかし、探偵業者は、個人情報が出ていたり、相手は悪質なので早急に対応しないといけないとか、弁護士に依頼するより安く、数万円でよい、などと説明し、急かして契約をさせています。また、消費者が不審に思ってキャンセルしようとする、高額な解約料を請求されてしまいます。

【相談は、自治体の消費生活センターへ！】

- ◎ 探偵業者は、ネット上の広告やホームページで「被害解決」等の表示をし、自治体が設置している消費生活センター等に類似した名称を名乗っているため、勘違いするケースが見られることから、相談先をよく確認しましょう。
- ◎ アダルトサイトとのトラブル解決をうたう探偵業者への依頼は慎重に検討しましょう。

[H28.12.国民生活センター公表]

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP:050-5808-9600, 0584-69-3111
- 消費者ホットライン ☎^{いやや}188